

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 21

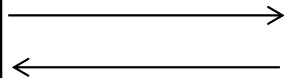
処 分 名	墓石等の設置許可	
処 分 の 概 要	市営墓地の利用者が、墓地内に墓石や樹木等を設置する場合に、申請に基づき設置許可書を交付する。	
根 拠 法 令 名	松山市墓地条例(昭和39年条例第17号)	
条 項	第10条	
所 管 課	公園緑地課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1日	
標準処理期間	計	1日
判断基準	<p>松山市墓地条例施行規則第5条を基準とする。</p> <p>【根拠法令】 松山市墓地条例 第10条 利用者は、墓域内に工作物の建設および樹木の植栽その他特別の設備をし、または造作を加えようとするとき、もしくはこれを移動、撤去しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準法令】 松山市墓地条例施行規則 (墓石の造営等の手続) 第5条 条例第10条の規定により墓石その他工作物の設置等の許可を受けようとする利用者は、市長に墓石設置等許可申請書(第5号様式)を提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請に対し許可をするときは、申請人に墓石設置等許可証(第6号様式)を交付するものとする。 3 利用者は、墓石その他の工作物の工事が完成したときは、墓石設置等工事完成届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。</p>	

手続の流れ

申請

市 民

所 管 課



処理日数 1日

交付